

【不動産終活サポート利用規約】

この規約（以下「本規約」といいます。）は、不動産終活士及び認定不動産終活士（以下「終活士」といいます。）が提供する「不動産終活サポート」（以下「本サポート」といいます。）の申込みの際の利用条件を定めるものです。

本サポートを希望される方（以下「申込者」といいます。）は、本規約を必ず確認の上、ご同意の上お申込みください。

第1条（定義）

本規約における用語は次の通り定義します。

- (1) 「申込者」とは、本規約に同意の上、本サポートを申込する本人をいいます。
- (2) 「サポート対象者」とは、本サポートを必要とする対象者本人のことをいい、申込者と同一または異なる場合も含まれます。
- (3) 「終活士」とは、本サービスにおけるサポート及びアドバイスを提供する担当者をいいます。
- (4) 「不動産終活」とは、サポート対象者が所有する不動産の在り方について、手立てを考え、話し合いを進め、不動産の行末の道標を作る活動のことをいいます。
- (5) 「本サポート」とは、不動産終活を進める上で専門的立ち位置として相談に乗ったり、適切なアドバイスをし、選択肢を提示したりするサポートをいいます。

第2条（本サポート）

1. 本サポートは、不動産終活における全般の知識を取得した終活士によって提供するサポートです。
2. 本サポートの利用範囲は、申込者またはサポート対象者の状況によって異なるため、別途本規約及びサポート依頼書によって個別に定めるものとします。

第4条（利用条件）

本サポートの申込者及びサポート対象者は、以下に定める者のみとします。

- (1) 申込者は、自身が所有または関連する不動産について、専門的サポートを希望する場合、申込者兼サポート対象者としてサポート依頼を申込みすることができる。
- (2) 申込者は、その関係が明確である第三者についての専門的サポートを希望する場合は、当該サポート対象者についての関係性を明確にした上でサポート依頼を申込みすることができる。
- (3) 申込者とサポート対象者が異なる場合、必ず双方の同意を得た上で申込みするものとする。

第5条（利用申込みの成立）

1. 本サービスの利用申込みは、本規約に同意し、別途定めるサポート依頼書でサポート条件を確認した上で、成立するものとします。
2. 前項の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サポートの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者とサポート対象者が異なる場合で、サポート対象者の同意を得ずに申込みが行われた場合。
 - (2) 申込者及びサポート対象者が高齢であり、サポート依頼時に意思能力を有していなかった場合。

- (3) サポート依頼書に記載の期日までにお支払いがされなかった、またはお支払いが怠るおそれがある場合。
- (4) 過去にサポート依頼を申込み、申込者またはサポート対象者との間で何らかのトラブルがあり、サポートすることが難しいと終活士が判断した場合。
- (5) その他、担当する終活士が適当でないと合理的に判断する場合。

第6条（本サポートの利用期間）

本サポートによるサポート期間は別途サポート依頼書により定めるものとします。

第7条（利用料金）

1. 本サポートに関わる業務の費用については、別途サポート依頼書により定めるものとします。
2. サポート費用は、原則申込者からの支払いとし、支払期日までに別途定めた支払方法によって終活士へ支払うものとします。
3. 終活士は、サポート依頼で定めたサポートの内容を実施する上で必要があると判断した場合には、申込者の同意を得た上で、サポート費用とは別に支払った経費について実費相当額を請求できるものとします。ただし、同意を得ずに要した経費については、この限りではありません。
4. 申込者は、前払いでサポート費用の支払を約束したにも関わらず支払いがなされない場合には、当該サポート依頼は無効とします。
5. 申込者は、サポート費用の支払いを遅延した時は、遅延した金額について支払期日の翌日から支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第8条（サポートの内容）

1. 申込者は、不動産終活のサポート希望をするにあたり、終活士と相談の上そのサポート範囲を決定します。
2. サポート範囲には、他の国家資格をもって対応が必要な業務は含みません。他の国家資格をもって対応が必要な依頼事項がある場合は、別途必要に応じた契約書などを締結し進めるものとします。
3. 依頼を受けたサポートにおいて各種専門家への業務委託を必要とする場合、都度相談の上決定します。また必要に応じて契約書の締結などをし、その対応にあたります。

第9条（免責事項）

1. 終活士は、サポート対応で申込者またはサポート対象者が得た情報をもとに申込者またはサポート対象者が取る行動やその結果に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 終活士はサポート対応において、不可抗力によるサービス提供ができないことで生じた不利益に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. 終活士はサポートする立ち位置であり、その決定権はサポート対象者及び申込者にあるものとし、いかなる状況においても、一切の責任を負わないものとします。
4. 当サポート依頼は、申込者と担当する終活士との間で締結するものであり、当依頼による一般社団法人不動産終活支援機構は一切の責任を負わないものとします。

【不動産終活顧客に関する個人情報の取り扱い規程】

不動産終活終活士（以下、終活士）は、不動産終活の相談等において知り得た、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年代、不動産等に関する相談内容および関係書類などの個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。

第1条 （個人情報の定義）

当該規定における個人情報とは、相談顧客個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合 することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスクその他これに類する一切の媒体に記録されるもの又は記録されたものをいう。

第2条 （個人情報の利用目的）

- ① 申込者からのサポート依頼に対応するため。
- ② 前号における対応後にその他の事由により改めて申込者及びサポート対応者と接触する必要がある場合。
- ③ サポート内容等に関する情報提供資料を送付するため。
- ④ サポート内容に対応するため、別途一般社団法人不動産終活支援機構の定める「不動産終活サポート依頼書」を記入の上申込者及びサポート対象者に了解を得た場合に限り、お預かりした個人情報を専門家へ引き継ぐことができる。

第3条 （責務）

終活士は、個人情報の収集、保管及び利用に当たって、基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため、次条以下の必要な措置を講じなければならない。

2 終活士は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 終活士が知り得た個人情報についての責任は、相談業務を受けた終活士に所在するものとし、一般社団法人不動産終活支援機構は一切の責任を負わないものとする。

第4条 （秘密保持）

終活士は、不動産終活の相談上知り得た個人情報を適切に管理し、業務の範囲を超える利用及び不要な第三者への提供をしてはならない。

2 終活士は、その職を退いた後も同様とすることを徹底するとともに、不動産終活の中で協業した事業者及び個人など関係者に対しても、同様の規定を順守させること。

第5条 （複写及び複製等の禁止）

終活士は、不動産終活に必要な業務以外に個人情報の複写、複製及び加工をしてはならない。

【不動産終活サポート依頼書】

年 月 日

私は、別紙「不動産終活サポートについて」を確認し、同意して申込みいたします。

< 申込者 >

ふりがな		生年月日	年	月	日
名前					
住所	(〒 -)	性別			
電話番号					
メールアドレス					

< サポートをする方の情報 >

- 申込者に同じ (記入不要)
 申込者と異なる (下記に記入してください)

		申込者との関係	
ふりがな		生年月日	年 月 日
名前			
住所	(〒 -)	性別	
電話番号			
メールアドレス			

< 確認欄 >

サポートの内容					
サポート費用	なし	・	あり	(ありの場合→	円)
支払方法		支払期日	年	月	日
サポート期間	年	月	日	～	年 月 日
その他					

【サポートをする不動産終活士の情報】

ふりがな	
名前	
合格番号	F・N
電話番号	
メールアドレス	

私は終活士として上記サポート依頼をお受けいたします。

< チェック項目 >

- この情報はサポートする方の同意を得ています。
 サポート範囲、内容について確認しました。
 サポートに対する費用について確認しました。
 サポートする期間について確認しました。

※このサポート依頼書は一部コピーの上双方1通づつ保有するものとします。